

1 震災復興と災害に強く安全で活力ある国土づくり

・復興の加速化

まずは、問題視された復興予算の使途について被災地の復興に資するものを優先する。

被災者の円滑な生活再建については、生活の安定のための雇用（所得）確保の観点から、グループ補助金の充実や二重ローン対策等による事業再建の迅速化するとともに、生活再建と今後の安全安心のための高台移転に向けた対応を行う。特に、原発事故被害地域における除染を早急に達成し、地域産業の再生基盤を創ります。道路や鉄道などの生活インフラの整備迅速化についても取り組む。

これらの事業をスムーズに行う観点から、復興交付金の充実により、集団移転事業の円滑な推進とともに、事業が遅れた場合にも財政支援が行われるよう基金の設置を検討。

・巨大地震・津波対策

今後予想される首都直下地震や東海地震と連動性が指摘されている東南海・南海地震等に備えるため、事前防災、減災の考え方に基づいて、先の通常国会にわが党が提出した『国土強靱化基本法案』『南海トラフ巨大地震対策特別措置法案』『首都直下地震対策特別措置法案』を速やかに成立させ、早急に（今後10年間）避難路・津波避難施設や救援体制の整備等の減災対策を強力に推進します。特に、今後3年間は集中的な取り組みを展開します。

加えて、首都機能等の維持・強化及び分散を図るとともに、日本海国土軸など多軸型国土の形成と物流ネットワークの複線化を進め、国土全体の強靱化を図ります。

・中長期のエネルギー政策

エネルギー問題は、国民生活や産業活動に多大な影響を与えることから、拙速な判断はかえって国力の低下を招く可能性がある。したがって、原発再稼働については、原子力規制委員会における専門的判断により決定すべきであると考えます。

一方、再生可能エネルギーについては、期待が大きいですが、安定供給の観点と電気料金との関係、導入の可能性等を慎重に見極める必要があります。我々は、3年間で省エネ技術とともに集中導入を進め、可能性を探っていきます。その後、原子力政策のあり方を含めた、エネルギーのベストミックスは、10年以内に決定する。

・シビアアクシデント

東京電力福島第一原発事故の教訓により、安全神話に基づかない、国民が納得し、信頼される安全安心の評価を行うために、政治的な介入を一切許さない、原子力規制委員会が発足した。同委員会における専門的な見地を基に再稼働を判断するとともに、新たな基準の作成に当たっても、国民の納得のいくもの、シビアアクシデントや高経年化に対して迅速に対応できるものにしていく必要がある。

2 国と地方の協議

分権の推進に伴う地方の機能強化

国と地方の徹底的な議論が行えるよう、全国知事会など地方六団体の法的位置づけの明確化を図ります。また、地方分権の推進に伴い役割が拡大する地方議会の諸機能を充実・強化するとともに、政治活動との区別を踏まえたうえで、住民意思の把握などを含めた地方議会議員の職責・職務の範囲を法制化し、明確化することを目指します。

○ 「道州制」を含めた統治機構のあり方については、「7 道州制」参照

3 国と地方の関係

地方分権の推進策

地方分権改革の当面の推進策として、①地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務付け・枠付けの見直しを実施、②地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保、③直轄事業を基幹的・広域的な事業に限定するとともに自治体との事前協議・情報開示の徹底などを基本として、直轄事業負担金制度を抜本的に見直します。

<道州制推進本部>

道州に対する国の関与のあり方・自治立法（いわゆる道州法）については、

- ① 国が、道州及び基礎自治体の事務や組織に関し法律を定めることができるのは、極めて限定的に、国民の生命、身体等への重大な危険から国民を保護するための事務や地方自治、私有財産制度の根幹となる制度に関わる事務、国家の安全保障や国際的要請に係る事務などに関し、全国的に統一的な定めが必要となる場合に限ることとする。
- ② 国が道州及び基礎自治体の担う事務や組織に関し法律を定める場合には、大枠的かつ最小限の内容に限ることとし、具体的な事項については、できる限り道州法又は基礎自治体の自治立法に委ねる。
- ③ 現在地方をしばっている法令は、すべてゼロベースで見直す必要がある。
- ④ 道州と基礎自治体は対等・協力の関係にあることを踏まえ、基礎自治体の事務や組織に関して規定する際には、道州と基礎自治体が協議の上で、道州において決定する。

4 地方安定財源の確保

地方税財政の充実

地方財政の厳しい状況に鑑み、地方一般財源の充実・強化を図るため、税制の抜本改革に取り組む際には、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税による地域間税源の偏在是正などを検討します。

これらにより、臨時財政対策債の増大を抑制し、財政の健全化を目指します。

5 地方自立自治体

地方・地域の元気なくして国の元気はありません。自民党は、自らの発想で特色を持った地方・地域づくりができるよう地方分権を推進します。地域経済を支える中小企業・地場産業を支援し、地域の経済・雇用・生活を守ります。

教育委員会の責任体制の確立と教育行政の権限のあり方の検討

地方分権を受けて、自治体の教育政策決定や教育行政運営において、首長や地方議会の役割が高まっています。いじめ問題でも明らかになった、形骸化・名誉職化しているなどの批判がある教育委員会の責任体制を再確立し、本来の職責を果たせるよう、教育の政治的中立を確保しつつ、自治体の教育行政に民意を反映させ、効率的・迅速に運営する必要があります。

例えば、首長が議会の同意を得て任命する常勤の「教育長」を教育委員会の責任者とするなど、国と地方の間や、地方教育行政における権限と責任のあり方について、抜本的な改革を行います。

6 地域経済対策と雇用対策

地方への交付金拡充

「日本再生のカギは地方経済にあり」との観点に立って、十分な資金を確保し、地方の活性化を大胆に推進します。

まず、使い勝手が悪く、地方自治体からの評判も悪い「地域自主戦略交付金」(一括交付金)は廃止し、各府省に戻した上で大型の地域振興事業を継続できる交付金事業に充てます。

また、地方自治体が特色ある政策を実施できるよう、経済対策や雇用創出事業に活用できる交付金制度の創設を検討します。

「科学技術・イノベーション推進」の国づくり

震災復興の原動力として「科学技術・イノベーション推進」の国づくりを目指すため、人材・予算・制度や研究体制の改革など、科学技術基盤を根本から徹底強化します。安保・外交、経済・財政、規制改革等の総合戦略として科学技術イノベーション政策を位置づけ、官邸のリーダーシップを発揮するための司令塔を整備します。特に、福島第一原子力事故対応の教訓を踏まえ、政治決定と科学的助言の機能強化を図ります。第4期科学技術基本計画で掲げている25兆円を上回る政府研究開発投資総額を目指し、必要な経費の確保を図ります。

「事業仕分け」により停滞してしまった地域発のイノベーション創出を改めて強力に推進し、地域の元気を科学技術により取り戻します。

世界をリードする新たな知の資産を絶え間なく創出し続けていくためには、研究者の自発性や独創性に基づいて行われる研究の一層強力な推進が不可欠であり、これを支える科学研究費補助金をはじめとする競争的資金について、その多様性や連続性を確保しつつ、大幅に拡充します。同時に、全ての競争的資金について、間接経費30%を確保します。

イノベーションの実現に向けた制度改革

新たな産業や雇用を創出するため、企業だけでは実現できない革新的なイノベーションを産学連携で実現するとともに、イノベーションを妨げる各種規制を官邸＝司令塔主導で抜本改革します。

研究開発税制やエンジェル税制の対象拡充等の税制改革や、ベンチャー支援の充実等の制度改革、特許等の知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度等の改革を強力に推進します。国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、特に、アジア諸国等との連携・協力の促進を念頭に置いて、官民協働

による戦略的な国際標準化活動を抜本的に強化します。

わが国が優れた先端技術を持つ基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとしてとらえ、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

7 道州制

道州制の推進

道州制は、まさに国のあり方を根底から見直し、統治構造を根本から改める改革です。中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築し、地域経済社会の活性化、多極型国土の形成、中央・地方全体の行財政の効率化、二重・三重行政の解消によりムダをなくし、真の行政改革を進めます。

国は、国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真の全国的な視点に立って行わなければならないものに国家機能を集約し、その強化を図ります。道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築します。

このため、道州制基本法を早期に制定し、その後、5年以内に道州制の導入を目指します。

1. 国と地方のあり方の構造改革

道州制は、まさに国のあり方を根底から見直し、統治構造を根本から改める改革です。明治以来の中央集権体制を一新し、地方分権を確立、地方経済社会の活性化、多極型国土の形成、中央・地方全体の行財政の効率化、二重・三重行政の解消等の効果が期待されます。

まず、役割分担は、

1、国の国家戦略・危機管理に責任を持つ中央政府と、広域化する行政課題にも的確に対応し国際競争力を持つ地域経営主体として自立した道州自治体及び国民生活に直接関わる機能を責任をもって果たすことのできる基礎自治体という行政機能の役割分担を明確にする。

昨年の中東日本大震災を経験し、大規模災害については、初期対応、復興の迅速性等における道州単位の活動の有効性が指摘されたところであり、国の支援態勢との連携が図れるものとなります。

また、道州と国の役割分担・道州制下における中央省庁体制のあり方として、

第三次中間報告では「国・道州・基礎自治体の役割分担に関する三原則」が定められました。その三原則とは、

- ① 国庫補助事業は廃止し、財源を付して、道州及び基礎自治体に移管する。
- ② 国の地方支分部局は廃止する。

③ 国が制度の基本・基準を定める場合でも、その実施主体は、道州・基礎自治体とする。

中央省庁の再編については、国家戦略に関わる必要な機能を洗い出し、この機能を十分に発揮しうる組織のあり方をゼロベースから構築して抜本的な再編を行うべきと考えております。

2. 国及び地方の二重・三重行政を打破し、徹底的な効率化を図り、国と地方のスリム化を進める。

2. 一極集中防止・格差是正方策

道州単位で地域に関する政策決定を行うことで、地域経済、ひいてはわが国経済の活性化が図られ、道州相互間の競争により、国全体が多様化・活性化し、道州が海外諸国と直接、経済交流・競争ができることとなります。また、このことにより東京一極集中の国土構造が是正され、自立的で活力ある地域経済圏域が実現するものと考えます。

一極集中・地域格差につきましては、各道州の域内バランスを考慮して州都等の拠点機能の配置を検討することが重要と考えます。

東京については、首都としての機能が存在し、人口や社会経済機能の集積が他の大都市と比較しても著しいこと等から特別な配慮が必要ではないかと考えています。

税財政制度については、今後の国と地方の役割分担に応じて制度設計されていくものでありますが、道州の税財政制度の最終的な姿は、次の考え方に立つて制度設計を目指すべきである。

(1) 中央政府への依存から脱却し、道州の税財政需要全てを自らの税収で賄う。

(2) 課税ベースは、国、道州、基礎自治体間で原則共有しない。

(3) 自己責任を徹底するため、道州・基礎自治体の税については、課税権・徴収権を自らが行使する。

その際、

○ 道州・基礎自治体の課税ベースについては、課税自主権が発揮でき（自己決定型）、受益と負担の関係が明確なもの（域内定着型）とすることが適当である。

○ 国においては、国際標準や納税者利便の観点から、道州の領域を超え全国一律の仕組みが求められる税制を考えなければならない。

② 各道州の税収基盤となる経済力を高めるため、道州単位での知的・社会的インフラ整備がまず重要である。

③ 道州が、社会基盤の拡充と新産業の樹立を図り、安定的な経済・産業基盤が確立し、財政的に自立できるまでの間は、税源偏在を調整する必要がある。

- この調整は、地方交付税によるか、地方共有税によるかを検討する。
- ④ 今後、国、道州、基礎自治体の役割分担のより具体的な制度設計を進めつつ、これに対応して、それぞれに割り当てられる税源のあり方や、財源保障・財政調整の仕組み、課税自主権の拡充方策等について、さらに検討を深めていく。
 - ⑤ さらに、現在の国と地方の債務の処理についても検討することが必要になってきます。

3. 地方・住民意見の十分な尊重

現在わが党は、「道州制の導入に向けて国を挙げて具体的な検討に着手するため、その基本的方向及び手続き、また道州制を導入するための体制の整備について定めることを目的」とする『道州制基本法案』を次期通常国会に提出するため、鋭意協議中であります。

この基本法では、「内閣府に「道州制国民会議」を置き、「道州制国民会議」は3年以内に答申を行い、政府は、答申後、2年を目途に必要な法制の整備を実施しなければならないこととしています。つまり、自民党の基本方針としては基本法成立後、5年後を目途に道州制の導入を目指しています。

この「道州制国民会議」は、委員30人以内で組織し、委員は、国会議員、地方公共団体の長及び議会の議員並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する、としています。

地方や住民の意見・民意を十分に尊重することは当然のことと考えます。

各党への個別事項

国民の生命と財産を守る「国土強靱化」の推進

(略)

民主党が進める国の出先機関の特定広域連合への移管には反対し、地方出先機関の広域災害対応力の一層の強化を図るとともに、国と地方のあり方と道州制の議論を整理します。

○ 「7 道州制」参照。